

具 体 的 計 画 事 項

I 東日本大震災の緊急的対応と木材需給安定、総合的な木材利用の取組み

東日本大震災の復旧・復興等に必要な木材の需給安定、木材需要・創出のための木材利用の拡大、一般消費者等への普及などの諸活動を強力に推進するとともに、これらに関する施策・税制、木材エコポイント制度などの充実強化に取り組む。

1. 東日本大震災への緊急対応と木材需給安定

- (1) 東日本大震災の復旧・復興のための仮設住宅や住宅等建築物の建築、災害復旧工事などに、木材は不可欠な資材であり、会員挙げて原木、木材製品などの需給安定に行政、木材関係団体、建築関係団体等と連携して取り組む。
- (2) 大震災、原発事故に伴う被害木材産業の早期の復旧、復興のため、資金繰り、破損機械施設等の整理と原木・木材製品等処理、原発事故関連対策、機械施設の応急復旧と本格的整備等についての全面的な支援対策の実現に取り組む。また住宅建築関連資材の需給安定の早期実現の活動に取り組む。

2. 木材・木材利用の推進

地球温暖化防止、人々の健康・暮らしに不可欠な木材・木材利用の積極的な普及 PR に取り組む。

(1) 消費者、需要者への木材・木材利用の普及

ア 全木連 HP や規模の大きい展示会等において、木材の特質や住宅・まちづくり・文化用品等における木材利用などに関する各種知識・情報の提供、普及啓発を図る。

イ 林業・木材関係団体、建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに木材 PR ポスター、リーフレットの作成配布、マスコミ等の有効活用などにより効果的な木材利用の推進に努める。

(2) 木材セミナーの開催等

森林整備と連動した木材普及ツアー、木材・木造住宅の専門家によるセミナー開催などを進める。また、木材普及の拠点である木材店等の店頭、街角におけるミニセミナーの開催等を推進する。

(3) 木材利用に関する教育活動等の推進

小・中・高校生の木材利用普及のため、木材を使用した「ものづくり」、「木工・工作」コンクールなどに協力して「木育」活動を推進する。

(4) 身のまわり、建築物等への木材利用シンポジウムの開催等

身のまわり、建築物等への新たな木材利用の取組みなどの事例発表・シンポジウムを開催し広くその普及を推進する。

3. 住宅・公共施設等への木材利用の促進

(1) 住宅、まちづくりへの木材利用

ア 木造住宅建築着工増、リフォーム・耐震改修における木材利用促進等のための普及PRや関連対策、関連税制・エコポイント制度の充実強化等の活動に取り組む。

イ 建築・設計関係者、消費者等との連携強化に努め、住生活空間における「木のまち、木のいえ」づくりを推進する。

(2) 公共施設等への木材利用

ア 「公共建築物等への木材の利用の促進に関する法律」に基づく建築物等への木材利用の促進について、会員、木材利用推進中央協議会、森林・林業・木材関係団体、さらに建築関係団体等と連携して、その着実な実効性確保のための提案、制度・事例普及等の活動に取り組む。

イ また、ガードレール、木橋等の公共土木工事、机、椅子等家具、公園、道路など、身の回り、まちづくりへの木材利用の普及、提案に取り組む。

ウ これらの木材利用促進に必要な、製品供給体制、部材・工法開発等を推進する。

(3) 商工業施設等への木材利用の推進

商工業施設の木造化、内装材利用、木製家具等の促進。ビル遮熱のための木材利用等の推進に取り組む。

4. 地域材・国産材の利用拡大

自給率50パーセントを目標とする「森林・林業再生プラン」、その実現のための「森林・林業の再生に向けた改革の姿」（平成22年11月）を踏まえて地域材・国産材の利用拡大に取り組む。

(1) 地域材利用のいえづくり等

ア 地域木材情報、地域材の家づくりなどに関する「日本の木のいえ情報ナビ」、及び中央・地方の木材・建築関係団体による地域材利用の家づくりに関する取組みの有効活用とその一層の充実を推進する。

イ 「地域材を使いたいえづくり」「顔の見える家づくり」や「木づかい運動」の推進に木材関係団体、消費者団体、NPO等との連携により積極的に取り組む。

ウ 地域材製品・部材等の安定的な供給、製品開発、特に製材品（ムク材）の利用の促進に取り組む。

(2) 公共建築物、商工業施設等

- ア 「農林水産省木材利用推進計画」(平成 22 年 12 月改定)に対応し、施設・工事等への地域材利用の推進、着実な木材供給の推進に取り組む。
- イ 公共建築物、公共土木工事、商工業施設への地域材の利用促進、部材開発、工法開発等を推進する。特に、JAS 製品、乾燥材の安定供給体制整備を促進する

5. バイオマス利用の促進

化石燃料利用の削減に大きく貢献できる木質バイオマスの利用の促進に取り組む。

- ア 「農林水産省木材利用推進計画」(平成 22 年 12 月改定)に対応し、施設・工事等への地域材利用とその着実な木材供給の推進に取り組む。
- イ 路網整備、機械化、担い手の確保等による、間伐材、林地残材などの木質バイオマスの低コストかつ安定的な供給体制の構築を推進する。
- ウ 再生可能エネルギー固定価格買取制度の早期実現とそれに対応できる地域的供給体制の構築を推進する。

6. 違法伐採対策の推進等

(1) 国際森林年への対応

- ア 2011 年は「国際森林年」で地球温暖化防止、森林の保全と持続可能な経営など様々な活動が実施される予定である。
- イ この意義を踏まえ、地球温暖化防止に役立つ木材利用、違法伐採対策、木質バイオマス利用の促進など適切な対応に取り組む。

(2) 合法性等の証明された木材の供給・利用促進

- ア 違法伐採対策の推進のため、合法性等の証明された木材・木材製品の利用普及、供給体制整備の一層の促進を図る。利用の面では、着実な実需拡大に向けて行政機関はもとより一般企業・消費者等需要者に対して合法木材利用の定着化等について広く普及・啓発活動を実施する。
- イ また、供給体制については、認定団体・事業者の一層の拡大と証明木材・木製品の信頼性向上の体制充実に取り組む。
- ウ 海外の林業木材関係機関等と連携協調して世界の違法伐採対策推進に努める。

(3) CO₂ 排出権取引等の推進

新たな木材利用の推進、業界の経営資源拡大のため、CO₂ 排出権取引、税制等に適切に対応する。

- ア 「排出量取引国内統合市場の試行」「カーボンオフセット・クレジット制度」などの有効活用の一層推進や木質バイオマスボイラーの整備を促進する。
- イ 木材の環境貢献度を表示する「カーボン・フットプリント」、「木材利用に

- 係る環境貢献の見える化」などの導入促進に適切に対応する。
- ウ 木材が住宅に使われた場合のカーボンストック減税、森林整備・木材利用の促進のための財源対策などの実現に向けて取り組む。
- エ ポスト京都議定書における木材評価の議論に適切に対応する。

Ⅱ 木材産業の再興に向けた産業構造の確立

1. 木材産業の経営安定化の取組み

(1) 東日本大震災の復旧・復興対策の取組み

- ア 東日本大震災、原発事故に伴う、直接、間接の被害木材関係事業者の復旧、復興のため、その全面支援対策の実現に取り組む。
- イ また、税制、雇用、社会保険等に係る諸措置の実現、情報の提供に取り組む。

(2) 経営安定対策の取組み

木材産業の経営安定・振興のため、補助・交付金制度、融資・保証制度、税制については、以下の取り組みを行う。

- ア 資金繰りの円滑化のための、日本政策金融公庫の林業関係資金、木材産業等高度化推進資金、借換・セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、原料転換に係る利子助成制度等の有効活用推進と制度充実に取り組む。
- イ 機械施設の高度化等のため、木材産業関連補助・交付金制度、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫等の林業関係資金、木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための緊急利子助成制度、素材生産・木材加工等機械施設のリース事業などの有効活用と制度充実に取り組む。
- ウ 地方公共団体に対する地域材利用住宅建築に係る地方財政措置の積極的活用推進に取り組む。
- エ 農商工連携・地域資源活用、事業再生、ものづくり、経営革新等の支援対策の有効活用と制度充実に取り組む。

(3) 雇用対策等

- ア 雇用調整助成金や雇用創出に係る関係事業などの充実とその有効活用推進に取り組む。
- イ 企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策の遵守（コンプライアンス）に係る制度等を普及推進する。

2. 効率的な加工・流通体制の確立

「森林・林業再生プラン」、「改革の姿」を踏まえ、住宅、公共建築物等の需要構造や効率的な加工・流通体制の確立に向けた取組みの促進に取り組む。

(1) 中小工場の有機的連携と原料転換

中小製材工場等が有機的に連携して品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、さらに丸太輸入環境の変化に対応して国産丸太への原料転換を進め、木材・木材産業の担い手機能の維持振興を推進する。

(2) 高度な木材加工・流通構造の確立

製材加工規模、地域実情に応じて、高品質で品質性能の明確な製品加工・流通体制の構築に向けた取組みを推進する。

ア 木材加工・流通の効率化、コスト低減（加工・乾燥システム、流通）及び高付加価値化への取組みを推進する。

イ 住宅工法、公共・商工業施設、公共工事等に応じた安定的な製品加工・供給の推進に取り組む。

ウ 需要者ニーズ、木材流通の変化等への的確な対応に取り組む。

エ 農商工連携や地域ブランド施策に対する取組みの推進に取り組む。

(3) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取組み

ア 原木の安定供給・確保体制の構築のため、①施業の集約化・団地化、路網整備と高性能林業機械等による低コスト生産システムの推進、②中間土場整備・輸送の大型化等による流通の効率化・コスト低減の推進、③高度な技能を有する担い手の確保などについて、全素協、全森連、全市連等と連携して推進する。

イ 製材、合板、チップ用等森林資源の最大限の活用を推進する。

ウ 素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る補助・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用と制度充実に取り組む。

(4) 技術・製品開発の取組み

ア 技術開発の推進体制

木材加工等技術開発、特に木材乾燥促進のための産・学・官の連携による取組みの推進に取り組む。

イ 多様な製品の開発と事業化の促進

消費者・需要者ニーズに即応した内装材、壁材、リフォーム・耐震改修用部材、まちづくり部材など、さらに長期優良住宅、公共建築物等に対応した地域材製品の開発・普及推進に取り組む。

ウ 地域材・国産材の製品開発等

梁、桁などの開発・利用促進、2×4工法部材の開発・利用促進に取り組む。

エ 効率的な加工技術の開発促進

効率的で原木の大径化にも対応する製材加工システム、一層の効率的な乾燥技術の開発推進に取り組む。

オ 木造住宅促進のための技術開発

木造住宅の振興のための工法、性能、維持管理に関する技術開発の推進に取り組む。

(5) 国産材の海外への輸出促進

木材輸出振興協議会等と連携して、中国、韓国等への国産材製品の輸出拡大に向けての取組みを引続き推進する。

(6) TPP、WTO 等への対応

ア 関係団体等との連携の下に WTO での関税撤廃阻止と EPA / FTA での国内木材製品への影響力の大きい製品への配慮の働きかけを実施する。

イ 環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) 参加問題について、関係団体等との連携の下に適切な対応に取り組む。

ウ 全米林産物製紙協会など海外木材関係団体との意見交換を引続き実施する。

Ⅲ 住宅等建築物への木材利用推進

1. 建築関係諸制度への対応

建築関係諸制度には、木材利用促進が図れることを基本として引続き適切に対応するとともに「安心」、「信頼」の乾燥材・JAS 製品等の供給拡大を促進する。

ア 小規模な木造戸建て住宅等 (4 号建築物) に係る確認・検査の特例については、今後の動向を注視しつつ適切な対応に取り組む。

イ 木造建築物等に関する規制関係については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」で「建築基準法等の規制のあり方の検討、必要な措置を講ずる」と規定され、また平成 22 年 9 月に閣議決定された「日本を元気にする規制改革 100」において「建築確認申請・申請手続きの迅速化、集成材の JAS に係る性能規定の導入、校舎等の構造計算関連見直しと等」が盛り込まれており、これらに対応した見直しを注視しつつ適切な対応に取り組む。

ウ 「新成長戦略」では、「リフォーム市場の規模倍増、耐震化の促進」を明らかにしており、これら市場における木材使用の推進と対策の充実・有効活用に取り組む。

エ 長期優良住宅、地域材・国産材利用の木造住宅について、「木のまち、木のいえ」推進対策など関連対策の有効活用推進とその充実強化に取り組む。

オ 特定住宅瑕疵担保責任制度、長期優良住宅促進制度、住宅品質確保促進制度等に適切に対応するため、品質性能が明確な JAS 製材品、乾燥材の生産、供給の促進に取り組む。

2. 住空間・まちづくりへの木材利用

ア 平成23年3月に改定された住生活基本法に基づく「住生活基本計画」においては、「住宅の新築及びリフォームの際の地域材利用の促進」などが新たに明記され、都道府県計画における「地域材利用の促進」の具体的目標化と実需拡大の推進に取り組む。

イ 木材、住宅関連の事業者、研究者等が参加している「木のまち・木のいえ推進フォーラム」に積極的に参画するとともに、関係者団体・専門家との連携と活動推進に努める。

3. 地域住宅産業との連携強化

ア 中央、地方の木材関係団体と住宅関係団体との連携強化を図り、木造軸組住宅の促進、建築関係諸制度等への適切な対応に取り組む。

イ 地域の製材工場と工務店等の連携による地域型住宅づくり、顔の見える木材での家づくり活動、消費者へのサービス提供等を推進する。

ウ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）や住宅部材環境評価に関するシステムへの適切な対応に取り組む。

IV 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

住宅建築等に使用される木材について、品質性能の明確な製品、産地等の証明のある木材・国産材使用への関心が高まってきており、JAS 製材品、乾燥材の生産・供給の促進、産地認証材・合法木材の供給体制整備を促進する。

（1）JAS 製材品の供給及び利用推進

ア 木材の加工・流通事業者等に JAS 制度、JAS 製材品の供給促進のための普及啓発活動を実施する。また、JAS 制度について、必要な制度改善、規格見直し等の検討・提案活動に取り組む。

イ JAS 製材品普及展示会を一般社団法人全国木材検査・研究協会の協力を得て全市連、全買連と共同して実施する。また、建築関係者のほか一般消費者・需要者に対して、HP、木材利用イベント、マスコミ等を通じて「信頼できる JAS 製材品」利用の普及に取り組む。

ウ 国、独立行政法人、都道府県、市町村などの公共建築物への製材 JAS 規格製品の率先使用を推進する。

エ 都道府県産認証木材制度への JAS 製材規格の活用とそれら制度に基づく認定工場等の JAS 製材認定工場登録を推進する。

（2）乾燥材の供給促進

ア 乾燥材生産・供給を推進する。乾燥材の生産施設整備に係る補助・交付金事業、リース事業、融資・保証制度、税制等の充実強化とその有効活用に取

組む。特に中小工場連携による乾燥材生産体制を促進する。

(3) 認証材の取組み

- ア 都道府県産材認証制度、木材表示制度の一層の充実推進とそれに基づく製品供給の推進に取り組む。
- イ 長期優良住宅、公共建築物、地域材利用の住宅づくりなどに的確に対応するために、品質・規格等を明確にした仕様・基準等整備を推進する。
- ウ 合法木材の証明チェーンの確立、信頼性向上のための認定事業体の拡大、木材取扱い関係事業者の理解促進に努める。

V 健康・安全対策の推進

1. 木材の健康・安全対策

(1) 木材の効用等

木材のテルペン類等の健康面への効用、トルエン、キシレン等の物質を放散しないことなど、木材が優れた資材であることの普及に取り組む。

ア ホルムアルデヒド放散等自主表示制度の適正実施を引き続き促進する。

イ 建築学会から提起されている「アセトアルデヒドの放散基準」については、木材利用の促進が図れることを基本として引続き適切に対応する。

ウ 大気汚染防止法に基づく VOC 規制、T - VOC 規制の動きなどの対応に適切に取り組む。

エ 自然素材(ムク材)は、健康に影響のある化学物質を放散しないことを PR し、内装材への一層の利用促進に取り組む。

(2) 製材木くずの取扱い

製材端材等の木くずを燃料とする場合の取扱いについては、引き続きその適切な対応に取り組む。

2. 労働安全対策等

労働安全対策の推進は重要であり、引続き木材・木製品製造業のゼロ災・労働安全の確保活動に積極的に取り組む。

VI 全木連活動の活性化等の取組み

1. 全国木材産業振興大会の開催

第 46 回全国木材産業振興大会については、東日本大震災の甚大な被害発生状況等を踏まえ、予定していた東北支部管内における開催を見送るものとし、代替大会のあり方については早急に結論を見出す。

2. 団体活動の活性化等

(1) 全木連活動について

公益法人改革3法に対応して、必要に応じ事業活動、組織・財務についての見直し検討を行う。

(2) 国の施策等への対応

ア 木材利用、木材産業に係る国の施策等についての提言、意見公募（パブリックコメントなど）について積極的に対応する。

イ 国の施策への業界意見が反映されるよう提言活動を強化する。

(3) 関係団体との連携強化

（独）農林漁業信用基金、（財）日本住宅・木材技術センター、（財）日本木材総合情報センターなど木材関係団体、建築関係団体と連携強化を推進する。

(4) 広報、施策情報活動

ア 全木連 HP、全木連時報を充実し、木材の特質・利用推進、木材利用・木材産業関連諸制度、金融税制、販売、技術情報等を幅広く時期を失することなく積極的に提供・普及する。

イ 会員間の各種情報の共有化を推進する。

(5) 各種委員会の開催

木材利用推進、木材産業振興の政策提言等のために委員会の開催を実施する。

(6) 木退共事業等の推進

木退協事業、中型グループ保険等の共済事業について積極的に推進する。

(7) その他

事務・業務の改善見直しを適切に行う。